

## 平生町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の行政資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告掲載は、町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第3条 広告掲載の対象となる町の資産は、次に掲げる資産のうち、町が広告媒体として活用することを決定したものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できると認められる町の資産

(広告掲載の承認)

第4条 広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、その掲載する広告の内容について、あらかじめ、町の承認を受けるものとする。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しないこととする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) その他広告掲載を承認することが不適当と認められるもの

(広告掲載の基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告については、第4条の承認をしないものとする。

- (1) 法令等に違反する広告又はそのおそれがある広告
- (2) 公序良俗に反する広告又はそのおそれがある広告
- (3) 政治性のある広告
- (4) 宗教性のある広告
- (5) 社会問題についての主義主張の広告
- (6) 名刺広告
- (7) 掲載希望者の代表者等の写真を含む広告
- (8) 商品先物取引に関する広告
- (9) 不動産又は商品等を特定して、直接売買、賃借等の取引を促す広告
- (10) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1項各号に掲げる表示に該当すると認められる広告
- (11) 医薬品、化粧品等でその広告の内容が虚偽又は誇大であるもの
- (12) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (13) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (14) その他広告掲載をすることが不適当と認められるもの

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、原則として公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法により募集できるものとする。

- (1) 次条第1号又は第2号に掲げる団体等に対し、直接、広告掲載の案内を行う。
- (2) 公募による応募者の数が募集の数に満たない場合において、前条各号の規定を踏まえ、掲載を希望するものを選定し、直接、広告掲載の依頼を行う。
- (3) 広告掲載に関する業務を行う業者を選定し、契約により広告の掲載を行う。

(広告の掲載順位)

第8条 同一の広告媒体について掲載希望者が多数ある場合は、掲載する広告の順位は、次に掲げる順序とする。この場合において、同一の広告の掲載位置に同順位のものから2以上の申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 公共団体、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものに係る広告
- (2) 私企業（民間企業）（以下「私企業」という。）のうち、公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) その他広告掲載が適当であると町長が認めるものの広告

(広告掲載の申込み)

第9条 第7条第1項の規定による広告掲載の場合は、広告掲載申込書を提出することにより行うものとする。

2 前項の申込みの際には、広告の内容がわかるものの提出を求めるものとする。

3 申込みの際、次に定める業務内容等がわかるものの提示を求めるものとする。

- (1) 登記簿謄本又はその写し（法人の場合）
  - (2) 住民票若しくはその写し、運転免許証又は国民健康保険証（個人の場合）
  - (3) 直近の確定申告書（税務署の受付印のあるもの）又はその写し（法人、個人ともに）
- (広告の掲載場所、規格等)

第10条 広告の掲載場所、規格等は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）において定める基準による。

(所管課において定める取扱い基準)

第11条 前条の基準のほか、色彩及びデザイン、掲載の時期及び期間その他の広告掲載の取扱いに関し必要な事項については、所管課において別に基準を定めるものとする。

(広告掲載の手続)

第12条 掲載希望者は、町と契約を締結するものとする。

2 掲載希望者は、所管課が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告料)

第13条 広告料は、広告媒体に応じ、所管課において別に定めるものとする。

(広告料の納付及び経費の負担)

第14条 広告料は、第12条の契約の締結後、町が指定する期日までに納入するものとする。

2 広告の版下原稿の作成費用は、掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の承認の取消し)

第15条 町は、指定する期日までに掲載希望者が版下原稿を提出しないとき若しくは広告掲載料を納付しなかったとき、又は広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めたときは、第4条の承認を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第16条 第12条の契約の締結後、掲載希望者の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、既納の広告の掲載料は還付するものとする。

(広告掲載料の不還付等)

第17条 第12条の契約の締結後、掲載希望者の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告の掲載料は、還付しない。

2 掲載希望者は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、町に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(物品の受入れ)

第18条 町は、第7条から第17条までの規定にかかわらず、掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れる方法によることができるものとする。

2 前項の規定による物品の受入れについては、町がその可否を決定するものとする。

3 町は、第1項の規定による物品の受入れをすることとした場合は、掲載希望者と当該物品の作成及び受入れに関する書面を交換するものとする。

(掲載希望者の責任)

第19条 広告掲載にかかる内容に関する一切の責任は、掲載希望者が負うものとする。

(審査機関)

第20条 広告掲載に関する事項を審査するため、平生町広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、副町長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 地域振興課長
- (3) 町民福祉課長
- (4) 税務課長
- (5) 産業課長
- (6) 健康保険課長
- (7) 建設課長
- (8) 佐賀出張所長
- (9) 教育委員会学校教育課長
- (10) 教育委員会社会教育課長
- (11) 議会事務局長
- (12) 会計管理者

3 審査委員会の委員長は、副町長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第21条 審査委員会の会議は、広告内容等、広告掲載に関して疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第22条 広告掲載にかかる事務及び審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 23 条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。